

# 知っていますか？ 屋外広告物のルール

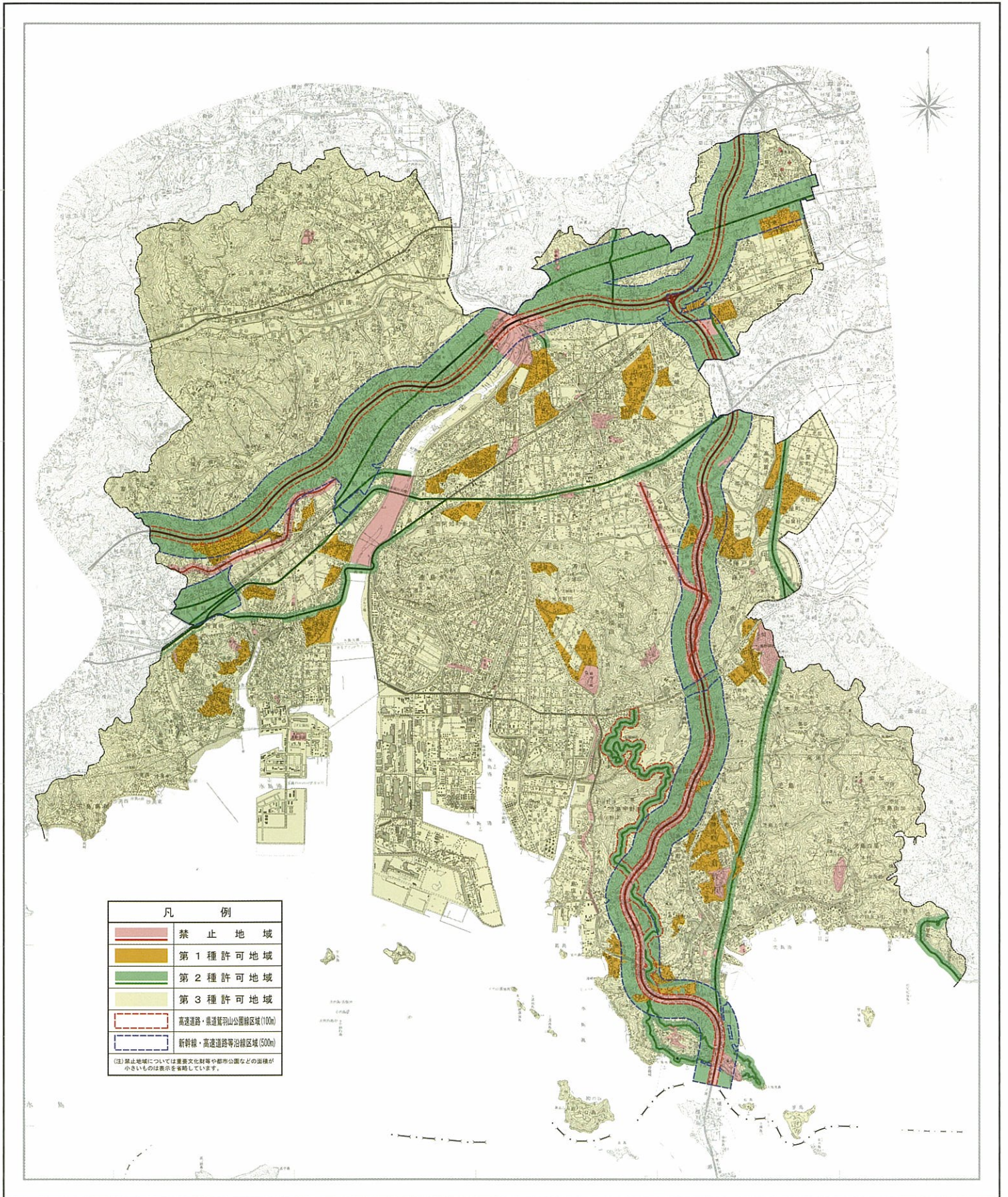
この家 この通り みんなの倉敷



倉 敷 市



# 倉敷市屋外広告物規制図



※ この規制図は、縮小版です。詳しくは倉敷市都市計画課都市景観室までお問い合わせください。  
※ この規制図は、倉敷市地理情報システム(倉敷市統合型GIS)でも確認することができます。  
(リンク先：<http://www.gis.pref.okayama.jp/kurashiki/top/>)



# 地域

## 広告物を出せる所と出せない所があります

### 禁止地域

特にまちや自然の美しさを守る必要が高い地域として、屋外広告物が出せない地域です。主な禁止地域は次のとおりです。

- 1 景観地区(倉敷美観地区)、酒津風致地区など
- 2 国県市の指定文化財とその周辺
- 3 山陽自動車道・瀬戸中央自動車道の全区間、瀬戸中央自動車道・(都)金光船穂倉敷線・(都)船倉曾原線の一部区間とそれらの両側各100m以内の区域
- 4 都市公園、児童遊園
- 5 道路の植樹帯・分離帯・交通島
- 6 駅前広場(倉敷駅・新倉敷駅・児島駅・水島駅など)
- 7 公共建物(官公庁・学校・図書館・公民館・美術館・博物館・体育館・病院・公衆便所など)とその敷地
- 8 古墳、墓地、火葬場、葬祭場
- 9 社寺・教会の建物



### 許可地域

禁止地域を除く市内全域。あらかじめ市長の許可を受けなければ屋外広告物が出せない地域です。許可地域は地域の特性に応じて規制の厳しい順に次のとおり3段階に区分しています。

#### 第1種許可地域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

#### 第2種許可地域

- 1 山陽新幹線・山陽自動車道・瀬戸中央自動車道の両側各500m以内の区域(第1種許可地域を除く)
- 2 山陽本線・宇野線・伯備線・本四備讃線、国道2号(一部区域を除く)・429号・430号、県道岡山児島線・鷺羽山公園線・早島松島線、市道王子ヶ岳登山道の両側各100m以内の区域(第1種許可地域を除く)

#### 第3種許可地域

許可地域のうち第1種許可地域・第2種許可地域以外の地域



第1種許可地域



第2種許可地域



第3種許可地域

※ その他、山陽新幹線、高速道路、県道鷺羽山公園線の沿線で指定する区域については、別途許可基準がありますので、詳しくは倉敷市都市計画課都市景観室までお問い合わせください。



# 屋外広告物には いろいろなルールがあります

- 広告物を出せる所と  
出せない所があります

## 地域

禁止地域

広告物が出せない地域

許可地域

許可を受けて  
広告物が出せる地域

- 出せない広告物や許可の  
いらない広告物があります

## 広告物

禁止物件

広告物が出せない物件

禁止広告物

出せない広告物

適用除外広告物

許可のいらない広告物

- 広告物を出すには  
基準があります

## 基準

許可基準

広告物を出せる基準

総表示面積

広告物の総表示面積の基準

- 広告物を出すには  
手続きや義務があります

## 手続き

広告業の登録  
管理者の届出

広告業の登録  
管理者の届出・設置義務

許可申請

許可や更新・変更の申請

設置・表示

広告物の設置・表示

管理・点検

広告物の管理・点検義務

除却

広告物の除却義務

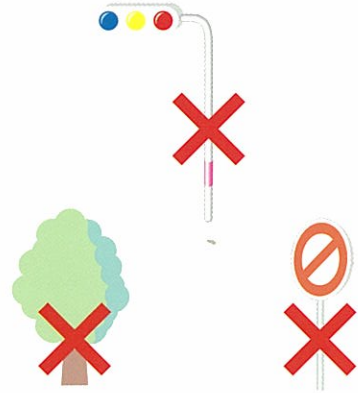
# 広告物

## 出せない広告物や許可のいない広告物があります

### 禁止物件

広告物を出すとまちの美しさが損なわれたり、そのものの効用が妨げられたりするものは、「禁止物件」として、それに広告物を出すことはできません。主な禁止物件は次のとおりです。

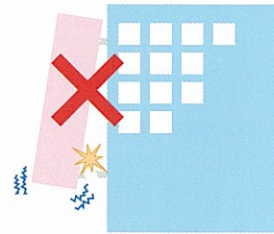
- 1 橋、トンネル、高架構造物
- 2 石垣、擁壁
- 3 街路樹、路傍樹、保存樹、保存樹林
- 4 信号機、道路標識、道路情報管理施設、カーブミラー
- 5 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- 6 公衆電話ボックス、郵便ポスト
- 7 送電塔、送受信塔、照明塔
- 8 煙突、ガスタンク・水道タンク
- 9 彫像、記念碑
- 10 電柱、街路柱、消火栓標識（はり紙、はり札、立看板のみ）



### 禁止広告物

まちの安全や美しさを損なうような広告物は、「禁止広告物」として出すことはできません。主な禁止広告物は次のとおりです。

- 1 著しく汚染・たい色・塗装等のはく離したものの
- 2 著しく破損・老朽したもの
- 3 倒壊・落下のおそれのあるもの
- 4 信号機や道路標識に類似したもの
- 5 道路交通を阻害するおそれのあるもの
- 6 倉敷美観地区の中心部から著しく目立つもの



### 適用除外広告物

日常生活のなかで最小限必要な広告物は、「適用除外広告物」として、禁止地域でも出したり、許可地域でも許可なしで出したりすることができます。ただし、一定の基準を満たさなければいけません。主な適用除外広告物は、次のとおりです。

- 1 官公庁が表示するもの
- 2 自己の氏名・店名・商標・事業内容などを表示するもの
- 3 自己の土地・建物の管理について表示するもの
- 4 冠婚葬祭・祭礼などのため一時的に表示するもの
- 5 選挙ポスター

基準あり





# 基準

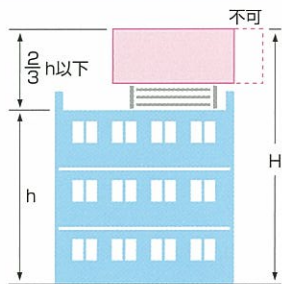
## 広告物を出すには基準があります

### 許可基準

許可地域において広告物を出すには、広告物を出す地域や広告物の種類に応じて、一定の基準を満たさなければいけません。広告物の種類ごとの主な許可基準は、次のとおりです。

(注) ①は第1種許可地域、②は第2種許可地域、③は第3種許可地域です。

#### 屋上広告物



支柱、骨組みが露出しないようにルーバーを設置すること。

#### 表示面積

- ① 禁止
- ② 60㎡以下
- ③ 制限なし

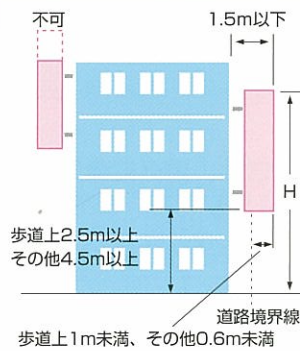
#### 上端の地上からの高さ(H)

- ① 禁止
- ② 46m以下
- ③ 51m以下

#### 高さ

- ① 禁止
- ②・③ 地上から広告物を設置する箇所までの高さ(h)の2/3以下(最高20m)

#### 建物突出し広告物



#### 上端の地上からの高さ(H)

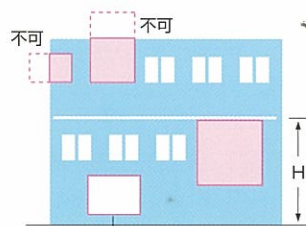
- ① 10m以下
- ② 46m以下
- ③ 51m以下

#### 個数

- 1壁面に2列以下

※ 道路管理者等の許可が必要

#### 壁面広告物



意匠及び広告文が同一のものは、1壁面に1個

#### 表示面積

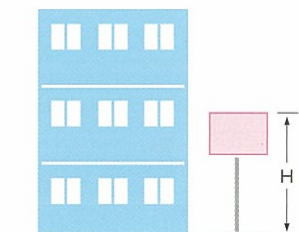
地域	1壁面の面積		
	100㎡未満	100㎡以上200㎡未満	200㎡以上
①	1/4以下	1/5以下又は25㎡以下	1/6以下又は40㎡以下
②	1/3以下	1/4以下又は34㎡以下	1/5以下又は50㎡以下
③	1/2以下	1/3以下又は50㎡以下	1/4以下又は67㎡以下

#### 上端の地上からの高さ(H)

- ① 10m以下
- ② 46m以下
- ③ 51m以下

※ 窓その他の開口部をふさがないこと

#### 建物敷地内広告塔・板



#### 表示面積(集合広告を含む)

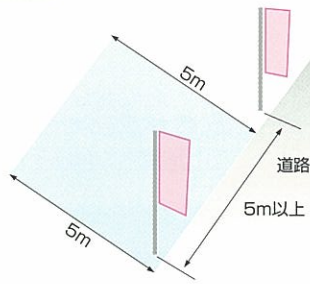
- ① 5㎡以下、かつ合計10㎡以下
- ② 25㎡以下、かつ合計50㎡以下
- ③ 35㎡以下、かつ合計70㎡以下

#### 高さ(H)

- ① 6m以下
- ② 10m以下
- ③ 15m以下

※ 色彩等の規制あり

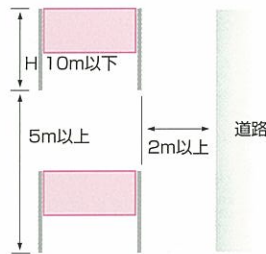
のぼり・旗



※ 道路から5m以内に設置する場合は間隔を5m以上とすること(3本以下の場合は除く)

※ 色彩等の規制あり

野立広告物



許可地域

- ① 禁止
- ② 商工業系用途地域に限る
- ③ 全域

表示面積(集合広告を含む)

25㎡以下かつ合計50㎡以下

高さ

10m以下

※ 道路から2m以上後退していること(商業地域を除く)

※ 野立広告物間の距離が5m以上(商業地域を除く)

※ 色彩等の規制あり

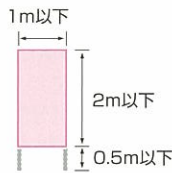
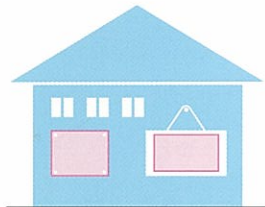
はり紙・はり札・立看板

(はり紙・はり札)

(立看板)

表示内容

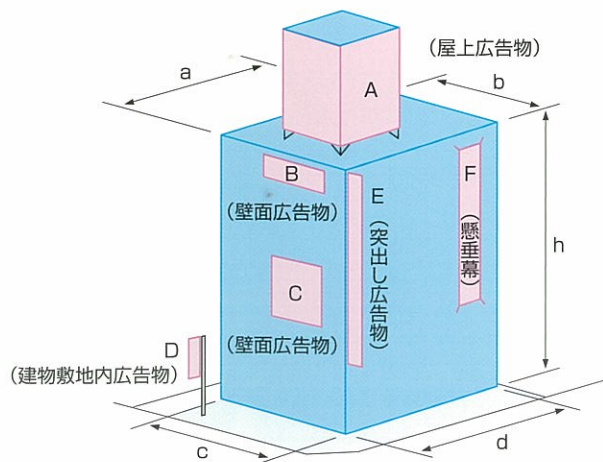
- ①・② 政治・文化活動その他  
営利を目的としないものに限る
- ③ 制限なし



表示面積1㎡以下  
はり紙は、糊ばりしないこと

総表示面積

建物と建物に出す広告物とのバランスを保つため、広告物の総表示面積は建物の総壁面面積の半分以下でなければいけません。



総壁面面積 (W)  
= (a+b+c+d) × h (最高51m)

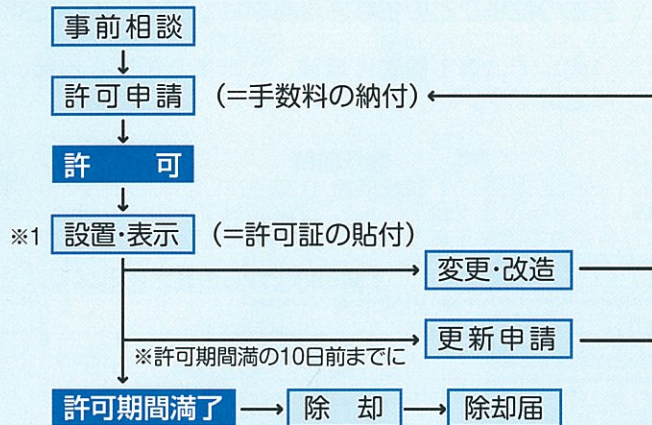
広告物の総表示面積  
= A+B+C+E+F ≤ W × 1/2



# 手続き

## 広告物を出すには手続きや義務があります

### 屋外広告物の設置手続きのながれ



※1 倉敷市では屋外広告業の登録制度を導入しています。登録（特例届出）しなければ、倉敷市内で屋外広告業の仕事はできません。

#### 広告業の登録 管理者の届出

広告業を営もうとするときは、屋外広告業の登録を受けなければいけません。（特例制度あり）また、広告物を適正に管理するための管理者の設置・届出も義務づけられています。

#### 許可申請

広告物を出すには、前もって許可申請をして市長の許可が必要です。また、広告物の変更や設置を更新するときも許可が必要です。

#### 設置・表示

許可を受けた広告物は、設置完了届を提出し、許可証を見やすいところに張り付けたうえ、申請どおり美しく安全な状態に設置しなければいけません。

#### 管理・点検

出された広告物はまちの美しさや安全を損なうことのないよう、日ごろから適正に管理・点検しなければいけません。

#### 除却

広告物が許可期間を満了したり、その役目を終えたらすみやかに除却し、市長に届け出なければいけません。また、違反広告物は自ら除却する義務があります。

問い合わせ先

倉敷市建設局都市計画部都市計画課都市景観室  
〒710-8565 倉敷市西中新田640  
☎(086)426-3494 (直通) FAX(086)421-1600  
E-mail:keikan@city.kurashiki.okayama.jp